

(対大臣・副大臣・政務官)
5月16日(火)参・法務委

民事局 作成
真山 勇一 議員(民進)

10問 公証人の確認義務・教示義務の新設など公証人の手続等を変更することについて、公証人法の改正は検討しているのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

公証人は、法令上、無効の法律行為等について公正証書を作成することはできないとされており(公証人法第26条)、当該法律行為が有効であるかどうか等について疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならないものとされている(公証人法施行規則第13条)。したがって、公証人には、確認・教示をする法的義務が課せられている。

そのため、法務省としては、現時点で公証人法の改正は要しないものと考えているが、公証人が審査事務を適切に行い、その職責を十分に果たすことができるよう、引き続き指導・監督に努めてまいりたい。

【参照条文】

○公証人法(明治41年法律第53号)

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及能力ノ制限ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

○公証人法施行規則

第十三条 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又は、その法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせ

なければならない。

- ② 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

【責任者：民事局総務課 大谷参事官 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

5月16日(火)参・法務委
東徹 議員(維新)

対法務当局(民事局)

1問 公証人に支払われる手数料について、今回の法案では、第三者保証の公証人による意思確認手続として、「保証意思宣言公正証書」の作成が原則として必要になるが、この作成にかかる手数料はいくらを予定しているのか、法務当局に問う。

(答)

保証意思宣言公正証書の手数料は、目的の価額が算定不能な法律行為に係る公正証書と同様に扱い、一律、1万1000円とすることを予定している。

(参照条文)

○公証人手数料令

第九条 法律行為に係る証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、別表の中欄に掲げる法律行為の目的の価額の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

第十六条 法律行為の目的の価額を算定することができないときは、その法律行為の目的の価額は、五百万円とみなす。ただし、その法律行為の目的の最低価額が五百万円を超えることが明らかなときはその最低価額とし、その法律行為の目的の最高価額が五百万円に満たないことが明らかなときはその最高価額とする。

別表

番号	法律行為の目的の価額	金額
一	百万円以下のもの	五千円
二	百万円を超える二百万円以下のもの	七千円
三	二百万円を超える五百万円以下のもの	一万円
四	五百万円を超える千万円以下のもの	一万七千円
五	千万円を超える三千万円以下のもの	二万三千円

六	三千万円を超える五千万円以下のもの	二万九千円
七	五千万円を超える一億円以下のもの	四万三千円
八	一億円を超える三億円以下のもの	四万三千円に超過額五千万円までご とに一万三千円を加算した額
九	三億円を超える十億円以下のもの	九万五千円に超過額五千万円までご とに一万千円を加算した額

5月16日(火)参・法務委
東徹 議員(維新)

対法務当局(民事局)

2問 「保証意思宣言証書」の作成手数料が1万1千円とされる理由を、法務当局に問う。

(答)

保証意思宣言公正証書制度は、事業のために負担した貸金等債務につき、個人がリスクを十分に自覚せず安易に保証人になることを防止するため、有効な保証契約を締結するためには事前に公証人の意思確認の手続を経なければならないものとしたものであるが、保証意思を有していること自体の経済的な価額を算定することはできない。

そして、意思確認に必要な審査事務の内容や負担等を踏まえつつ、他の公証事務の手数料との均衡等も考慮して、保証意思宣言公正証書の作成手数料を1万1000円とすることを予定しているものである。

(参照条文)

○公証人手数料令

第九条 法律行為に係る証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、別表の中欄に掲げる法律行為の目的の価額の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

第十六条 法律行為の目的の価額を算定することができないときは、その法律行為の目的の価額は、五百万円とみなす。ただし、その法律行為の目的の最低価額が五百万円を超えることが明らかなときはその最低価額とし、その法律行為の目的の最高価額が五百万円に満たないときはその最高価額とする。

別表

番号	法律行為の目的の価額	金額
一	百万円以下のもの	五千円
二	百万円を超える二百万円以下のもの	七千円

三	二百万円を超える五百万円以下のもの	一万円
四	五百万円を超える千万円以下のもの	一万七千円
五	千万円を超える三千万円以下のもの	二万三千円
六	三千万円を超える五千万円以下のもの	二万九千円
七	五千万円を超える一億円以下のもの	四万三千円
八	一億円を超える三億円以下のもの	四万三千円に超過額五千万円までご とに一万三千円を加算した額
九	三億円を超える十億円以下のもの	九万五千円に超過額五千万円までご とに一万円を加算した額

5月16日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

3問 政令で定められた手数料について、「事務の内容あるいは当事者の受ける利益を基礎として算定している」との答弁があったが、それらをどのように金銭に計算しているのか、また、どのような場合に手数料が変更されるのか、法務当局に問う。

（答）

[算定方法]

公証人の手数料については、公証人が国から給与を受けるものではなく、嘱託人から受ける手数料等のみを収入としていることも踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況や一般公務員の給与事情等を考慮して、政令（公証人手数料令（平成5年政令第224号））で定めている（注）。

具体的には、例えば、法律行為その他私権に関して作成する公正証書の手数料については、当該法律行為の目的の価額（当事者の受ける利益分に相当する。）の区分に応じて定めることとされている。

[手数料が変更される場合]

公証人の手数料の見直しが必要となる場合には、法改正により事務の内容に変更が生じた場合のほか、物価や一般公務員の給与事情に大きな変動が生じた場合などが考えられる。

（注）公証手数料は、国の手数料一般と異なり、国の歳入とならず、これにより公証人が公証役場を運営するという特殊性があるため、経費積

算方式による手数料算出は行っていない。

現行の公証人手数料令は、平成5年に全面的に見直しを行ったものであるが、その後も消費者物価指数や一般国家公務員の給与指数の動向を踏まえた見直しの要否について、毎年、検討しているところ。

(参考1) 消費者物価指数の動向及び一般国家公務員の給与指数

	消費者物価指数	一般国家公務員給与
平成 3年	100.00	100.00
平成 5年	102.92	104.85
平成 27年	106.06	107.14

(※平成3年を100.00とした場合の平成5年及び平成27年の数値)

(参考2)

○執行官法

第九条 前条第一項第一号から第二十一号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

更問 具体的にどのようにして金額に換算しているのか重ねて
問われた場合

(答)

先ほど述べた諸事情を総合的に考慮して金額を算出しているが、全国の公証役場において一律に質の高い公証サービスが提供できるよう、従来の手数料金額の設定につき、物価や一般公務員の給与事情に応じて変更する必要がないかを逐次

検討しながら、手数料の金額を算出しているところ。

5月16日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

4問 人事院勧告を受けた「公務員人件費の変動」に合わせて、
手数料額が変動される理由を、法務当局に問う。

（答）

[公務員人件費を考慮する趣旨]

（先ほど申し上げたとおり、）公証人の手数料の設定においては、公証人が、法務大臣の任命する実質的な国家公務員であることを踏まえ、一般公務員の給与事情も考慮要素の一つとしている。

[手数料額の変動]

もっとも、（先ほど申し上げたとおり、）公証人の手数料は、公証人が団託人から受ける手数料等のみを収入としていることも踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として、広く物価の状況等をも総合的に考慮して定められているところである。

したがって、「一般公務員の給与事情」に合わせて、直ちに、手数料額が変動するものではない。

(対大臣・副大臣・政務官)
5月16日(火)参・法務委

民事局 作成
東 徹 議員(維新)

5問 国民が負担することになる手数料は、コストを反映したものに改める必要があり、そのためにも、公証人の負担するコストを把握するべきではないか、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

- ・ (4月25日にもお答えしているが) 公証人の手数料については、公証人が囑託人から受ける手数料等のみを収入としていることを踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として算定されており、公証人の負担するコストに基づく経費積算方式を採用していない。
- ・ これは、公証人が、弁護士や司法書士等の他の法律専門職種と同様、経営においては個人事業主としての性格を有していることから、国が、公証人の負担するコストを把握する立場にないと考えられるためである。
- ・ いずれにしても、公証人の手数料を、提供される公証サービスに見合った適正なものとすることは重要であり、今後とも、不斷に見直しの要否について検討してまいりたい。

【責任者：民事局総務課 大谷参事官 内線████████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)
5月16日(火)参・法務委

民事局 作成
東 徹 議員(維新)

6問 法務省・裁判所OBの生活を保障することが、公証人手数料の主たる目的となっているのではない
か、法務大臣の見解を問う。

〔前提① 手数料制〕

- ・ 公証人制度は、ヨーロッパにおいて、中世以来発達してきたものであるが、公証人は、国等に任命される実質的な公務員としての側面を有する一方で、公証事務により、法的安定の利益を享受する嘱託人から手数料を受け取って、その収入とすることが、比較法的にも通例といえる(注)。

(注) 諸外国(フランス、ドイツ、イギリス、アメリカなど)においても、公証人は、国や州などの公的機関によって任命されるが、個人事業主として活動し、国等から給与を得ることなく、嘱託人から手数料を得るのが一般的である。

- ・ 我が国においても、明治時代にフランス法等を参考にして公証人制度を導入して以来、一貫して手数料制を採用している。

〔前提② 手数料の算定方法〕

- ・ そして、(先ほど政府参考人から申し上げたとおり、)公証人の手数料については、公証人が嘱託人から受ける手数料等のみを収入としていることを踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として算定されているところ。



〔結論〕

- ・ 他方、公証人の任用においては、公募制を採用し、弁護士や司法書士等の民間法律実務家を含めて広く募集を行い、応募のあった者の中から適任者を任命しているのであり、公証人の手数料制が、法務省・裁判所OBの生活を保障することを主たる目的としているという御指摘は当たらないものと考える。

(参考) 参照条文

○公証人法

第七条 公証人ハ囑託人ヨリ手数料、送達ニ要スル料金、第五十七条ノ三ノ登記ノ手数料相当額（第三項ニ於テ登記手数料ト称ス）、日当及旅費ヲ受ク

- ② 公証人ハ前項ニ記載シタルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ取扱ヒタル事件ニ関シテ報酬ヲ受クルコトヲ得ス
- ③ 手数料、送達ニ要スル料金、登記手数料、日当及旅費ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

【責任者：民事局総務課 大谷参事官 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

5月16日（火）参・法務委
佐々木さやか 議員（公明）

対法務当局（民事局）

2問 公証人法第26条及び公証人法施行規則第13条の公証人の義務の性質はどのようなものか、この義務を遵守するために公証人に対してどのような監督が行われるのか、この義務に違反した場合にはどのような効果があるのか、法務当局に問う。

（答）

[公証人の義務の性質]

公証人法第26条は、公証人は法令に違反した事項、無効の法律行為及び行為能力の制限により取り消し得べき法律行為につき証書を作成することができない旨定めている。これを受けて、公証人法施行規則第13条第1項は、公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならない旨定めしており、これらの義務は、法的な義務であると解される。

[公証人への監督]

公証人は、法務大臣の監督を受け（公証人法第74条第1項）、直接の監督は、法務局長又は地方法務局長が法務大臣の命により行う（同条第2項）ものとされているところ、毎年1回、法務局の監督調査を受けるものとされている（同法77条、施行規則第39条）。

そして、監督調査の結果等により、公証人が、先ほど述べた

義務に違反したと認められる場合には、職務上の義務違反として懲戒の対象となる（同法79条）し、懲戒の必要まではない事案でも、職務を不適当に取り扱ったと認められる場合には、監督措置の対象となる（同法76条）。

（参照条文）

○公証人法

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及行為能力ノ制限ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

第七十四条 公証人ハ法務大臣ノ監督ヲ受ク

2 法務大臣ハ其ノ定ムルトコロニ依リ法務局又ハ地方法務局ノ長ヲシテ其ノ管轄区域内ノ公証人ニ対スル監督事務ヲ取扱ハシム

第七十六条 第七十四条ノ監督権ハ左ノ事項ヲ包含ス

一 公証人ノ不適当ニ取扱ヒタル職務ニ付其ノ注意ヲ促シ及適当ニ其ノ職務ヲ取扱フヘキコトヲ之ニ訓令スルコト

二 職務ノ内外ヲ問ハス公証人ノ地位ニ不相応ナル行状ニ付之ニ諭告スルコト但シ諭告ヲ為ス前其ノ公証人ヲシテ弁明ヲ為スコトヲ得セシムヘシ

第七十七条 監督官ハ公証人ノ保存スル書類ヲ検閲シ又ハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ之ヲ検閲セシムルコトヲ得

2 前項ノ規定ハ指定公証人ノ保存スル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第七十九条 公証人職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第八十条 懲戒ハ左ノ五種トス

一 謾責

二 十万円以下ノ過料

三 一年以下ノ停職

四 転属

五 免職

○公証人法施行規則

第十三条 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2 略

第三十九条 法務局又は地方法務局の長は、少くとも毎年一回当該法務局又は地方法務局に所属する公証人の役場に臨み、その保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局又は地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速かに法務大臣に報告しなければならない。

(参考) 最判平成9年9月4日

公証人法（以下「法」という。）は、公証人は法令に違反した事項、無効の法律行為及び無能力により取り消すことのできる法律行為について公正証書を作成することはできない（二六条）としており、公証人が公正証書の作成の嘱託を受けた場合における審査の対象は、嘱託手続の適法性にとどまるものではなく、公正証書に記載されるべき法律行為等の内容の適法性についても及ぶものと解せられる。

しかし、他方、法は、公証人は正当な理由がなければ嘱託を拒むことができない（同法三条）とする反面、公証人に事実調査のための権能を付与する規定も、関係人に公証人の事実調査に協力すべきことを義務付ける規定も置くことなく、公証人法施行規則（昭和二四年法務府令第九号）において、公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならない（一三条一項）と規定するにとどめており、このような法の構造にかんがみると、法は、原則的には、公証人に対し、嘱託された法律行為の適法性などを積極的に調査することを要請するものではなく、その職務執行に当たり、具体的疑いが生じた場合にのみ調査義務を課しているものと解するのが相当である。

したがって、公証人は、公正証書を作成するに当たり、聴取した陳述（書面による陳述の場合はその書面の記載）によって知り得た事実など自ら実際に経験した事実及び当該嘱託と関連する過去の職務執行の過程において実際に経験した事実を資料として審査をすれば足り、その結果、法律行為の法令違反、無効及び無能力による取消し等の事由が存在することについて具体的な疑いが生じた場合に限って嘱託人などの関係人に対して必要な説明を促すなどの調査をすべきものであって、そのような具体的な疑いがない場合についてまで関係人に説明を求めるなどの積極的な調査をすべき義務を負うものではないと解するのが相当である。

更問 公証人に対し、処分（懲戒処分や監督措置）は行っているのかと問われた場合。

（答）

公証人に対しては、公証人法に基づき、監督措置を行っている。

〔平成28年度に法務局長が行った監督措置は、合計6件である（嘱託人の電子署名が付されていないにもかかわらず、電子定款の認証を行ったものが1件、日当の計算を誤り、10,000円を超過徴収していたものが1件、債務弁済公正証書案を誤って嘱託人以外の者にメールによる誤送信をしたものが1件、確定日付の日付誤りが1件、書類の原本を紛失したものが2件）〕

なお、平成28年度において、懲戒処分は行っていない。〕